

平成 20 年度総会

日 時 平成 20 年 3 月 30 日 (日) 午後 10 時 45 分～
場 所 山形県総合運動公園 総合体育館 和会議室
日本二分脊椎症協会 山形支部 「ほのぼのファミリー」

目 次

平成20年度総会及び交流会日程	P 2
平成20年度総会次第	P 2
平成19年度活動報告	P 3
平成19年度決算報告	P 3
平成20年度活動方針（案）・活動計画（案）	P 4
平成20年度予算（案）	P 5
規約	P 6
山形支部会員名簿・協力会員名簿	P 7

平成20年度総会及び交流会日程

AM10:30～ 受付開始

AM10:45～11:45 総会

15分間休憩・交流会準備

PM12:00～2:00 交流会

PM 2:00～2:30 後片付け

総会次第

1. 開会のことば
2. 挨拶 日本二分脊椎症協会 山形支部長 横山 利明
3. 平成19年度活動報告
4. 平成19年度決算報告
5. 平成20年度活動方針（案）・活動計画（案）
6. 平成20年度予算（案）
7. 平成20年度役員について
8. 閉会のことば

平成19年度活動報告

月日	活動内容
3月11日(日)	総会・交流会(山形県総合運動公園)
9月16日(日)	バーベキュー(みちのく公園)
11月25日(日)	クリスマス会(山形県総合運動公園)

平成19年度決算報告

◎収入の部

(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

項目	金額	摘要
会費	110,600	6,000×17名、2,000×1名、 2,100×1名、4,500×1名
活動会費	49,000	H19年度総会・交流会 500×12名 バーベキュー 2,000×14名 クリスマス会 1,000×15名
賛助会	28,000	
雑費	2,050	
繰越金	71,520	平成18年度分
合計	261,170	

◎支出の部

項目	金額	摘要
本部会費	41,280	17名×200円×12ヶ月分+振込手数料
講習会費	18,884	総会・交流会
活動費	78,890	バーベキュー会(41,144) クリスマス会(37,746)
事務費	6,267	文具類、印刷代
通信費	15,858	切手・葉書・資料送付代
予備費	9,000	福祉協議会年会費・贈り物、役員雑費
合計	170,179	
次期繰越金	90,991	

上記の通り平成19年度決算報告を致します。

平成20年3月29日 会計 田苗 欣也 印

上記の通り相違ないことをここにご報告いたします。

平成20年3月29日 監査 飯野 美智子 印

平成 20 年度活動方針（案）

1. 本部の活動方針案に基づき、会員全員で協力体制をとる。
2. 山形支部をアピールし、二分脊椎症児者を持つ親、二分脊椎症児者の入会を勧めるとともに、会員相互の交流を深めながら情報交換を行う。
3. 専門の先生の講演会を開く事により、会員一人一人の知識向上、問題点の解決・緩和に努める。
4. 就学や福祉施策に関与しての市町村間のばらつきを無くし、より良い地域生活が送れるように働きかけていく。
5. 病院、市町村の福祉関係者に、病気に対しての理解を訴え、協力をお願いする。
6. 二分脊椎症にとって不可欠なトータルケアの出来るシステムを地域の病院、施設に要望していく。
7. 山形支部の会報を作成し、発行する。

平成 20 年度活動計画（案）

月	活 動 内 容
3月	総会・交流会
7月	レクレーション
11月	クリスマス会
?月	医療講演会

平成 20 年度予算（案）

（自平成 20 年 3 月 1 日 至平成 21 年 2 月 28 日）

◎収入の部

項目	金額	摘要
会費	127,200	6,000×16名、2,100×2名、 4,500×2名、 6,000×3名（平成18・19年度分）
活動会費	60,000	H20年度総会・交流会 500×13名 レクリエーション等の参加費は金額・参加 人数が未定のため概算
賛助会	30,000	
繰越金	90,991	平成19年度分
合計	308,191	

◎支出の部

項目	金額	摘要
本部会費	43,800	18名×200円×12ヶ月分+振込手数料
講習会費	60,000	総会及び会議費 講演会費
活動費	90,000	レクリエーション他
事務費	15,000	コピー、封筒類他
通信費	20,000	切手、葉書、資料送付代
予備費	79,391	福祉協議会年会費、贈り物、役員雑費等
合計	308,191	
次期繰越金	0	

日本二分脊椎症協会 山形支部「ほのぼのファミリー」規約

第一章 総則

- 第一条 (名称) 本会の名称は、日本二分脊椎症協会 山形支部「ほのぼのファミリー」(以下「会」という)と称す。
- 第二条 (目的) 本会は、本疾病の症児及びその家族の問題や要求を出し合い、助け合って、医療・教育・生活を向上させるための行動を進めることを目的とする。
- 第三条 (活動) 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) 会員相互の交流・情報交換
 - (2) 会の広報活動・入会への勧誘
 - (3) 講演会・勉強会などの開催
 - (4) 行政・医療機関・市町村の福祉担当者への理解と協力の要請
 - (5) 会報の発行

第二章 会員・構成

- 第四条 (構成) 本会は、会員(準会員を含む)とその家族、協力会員をもって構成する。
- (1) 会員は症者本人とする。
 - (2) 協力会員は本会への理解と協力を申し出た者とする。
- 第五条 (会への加入登録) 本会への加入登録は、所定用紙に記入するか、所定用紙内容を事務局へ通知する。
- 第六条 (有効期間) 加入登録有効期間は、加入申込みを受けた日から退会を申し出た年度末までとする。
- 第七条 (退会) 退会希望時は前年度中に退会を支部長に申し出るものとする。

第三章 役員・会議

- 第八条 (役員) 本会には、次の役員を置く。
- 支部長 1名、 副支部長 1名、 事務局 1名、 会計 1名
- (1) 支部長は、対外的に本会の運営を統括する。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐する。また不在の場合は代行する。その他に、会計を監査する。
 - (3) 事務局は、庶務を担当する。支部の会報発行、本部の会報発送を行う。
 - (4) 会計は、健全なる収支運営をする。
- 第九条 (任期) 役員任期は3年をめぐとする。但し再任を妨げない。また欠員が生じた場合は補充する。
- 第十条 (総会) 本会の定例総会は年度始めに行う。

第四章 会計

- 第十一条 (会計) 本会の会計は、会員が納める会費、賛助会費、活動会費、その他の収入によって支弁する。
- 第十二条 (会費) 本会の年会費は、6,000円とする。年度途中入会は、半年を過ぎた場合に限り半分の3,000円とする。協力会員は、1口2,000円で1口以上を納入するものとする。納入方法は、同年度中に指定の振込用紙にて行うか、総会等にて納入するものとする。
- 第十二条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。
- 第十三条 (規約の改正並びに解散)
- 本規約の改正並びに解散は、会員の過半数の同意を得なければならない。

◇規約改正◇

平成9年4月1日よりこの規約を施行する。

平成19年度3月11日 一部改正。

山形支部会員名簿

平成20年2月末現在

山形支部準会員名簿

平成20年2月末現在

協力会員名簿

平成20年2月末現在

ネット掲載は差し控えます

必要な方（会員に限ります）は事務局にご一報下さい